

平成 30 年 12 月 26 日

株主各位

東京都中央区八重洲一丁目 8 番 9 号
株式会社一六堂
代表取締役社長 柚原洋一

臨時株主総会招集のための基準日設定公告

当社は、平成 31 年 2 月開催予定の臨時株主総会において議決権を行使することができる株主を確定するため、平成 31 年 1 月 10 日（木曜日）を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その議決権を行使することができる株主と定めましたので、公告いたします。

（注）当社は、上記臨時株主総会において、当社株式の併合に係る議案等を付議する予定です。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社
同取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 1 号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

以上